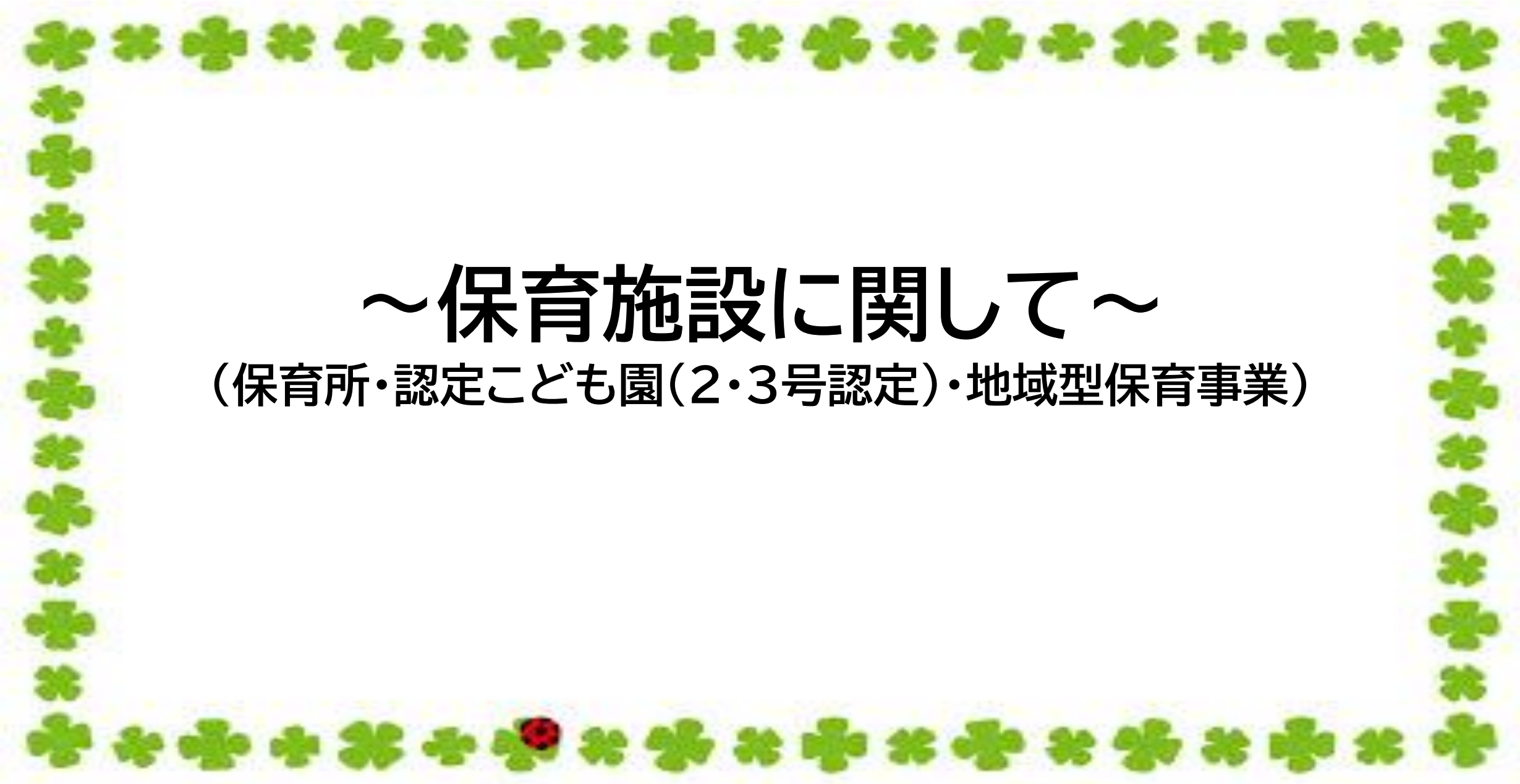




～保育施設に関して～

(保育所・認定こども園(2・3号認定)・地域型保育事業)



小規模保育事業のA・B・C型って何が違うの？

	特徴			都島区内該当施設
	定員	職員資格	職員数 (子ども数 対 職員数)	
A型	6～19人	保育士(※1)	保育所の配置基準 (0歳児3対1、 1・2歳児6対1)より、 1名多く保育士を配置	桜の宮ベビーセンター きらきらBaby都島園 きらきらBaby都島本通園 子ロバ乳児園 東野田ちどりキッズ くじら保育園都島東野田園 くじら保育園都島北園 桜ノ宮サンフレンズ保育園 東野田ちどりキッズ庁舎内
B型	6～19人	1/2以上が保育士(※1) *保育士以外には研修実施		
C型	6～10人	市町村が行う研修を 修了した者	3対1 *場合により5対2	エンジェルキッズ都島園

※1 保健師、看護師又は准看護師の特例も設けられています。



保育施設の入所ってどう決まるの？

施設の受入可能数よりも申込者数が多い場合には、「利用調整」によって内定者を決定します。

利用調整とは？

ご家庭の保育の必要性を点数化し、空き状況に応じて点数の高いご家庭から順に保育施設の利用を決定することです。

どうやって点数化されるの？

- ①提出された書類等を「基本点数表」に基づき、保護者の方の点数を出します。
- ②つぎに提出された書類等を「調整指数表」に基づき、ご家庭の状況に応じた点数を加減します。

同点の場合はどうなるの？

「順位表」に基づいて、順位を決定します。



「基本点数表」…申請書 22・23 ページ
「調整指数表」…申請書 24・25 ページ
「順位表」…申請書 25 ページ(下)

大阪市ホームページ
「令和8年度 保育施設・保育事業利用の案内」
*PDFデータ 「令和8年度 保育施設・保育事業利用の案内」
左記のページ数と同様になります。



保育施設の入所選考について（例）



例えば…あ保育園(0歳児、空き2人)、い保育園(0歳児、空き0人)
A・B・Cさんの利用を希望するお子さんは0歳児とする。

Aさんのご家庭 (☆ 希望園 ①い保育園 ②あ保育園)

※第1希望 い保育園は空きが0人のため内定ならず

父…就労(週5/1日8時間の勤務)

→ 100p

母…就労内定(週5/1日8時間の勤務)

→ 90p

【合計 190p】

Bさんのご家庭 (☆ 希望園 ①あ保育園)

父…就労(週5/1日8時間の勤務)

→ 100p

母…就労(週5/1日8時間の勤務)

→ 100p

姉…あ保育園利用中

→ 7p

【合計 207p】

Cさんのご家庭 (☆ 希望園 ①あ保育園)

父…就労(週5/1日8時間の勤務)

→ 100p

母…求職活動中

(出産前に自己都合で退職・生活保護世帯該当なし)

→ 30p

祖母…自宅の1km圏内に在住・65歳未満該当(専業主婦)

→ -3p

【合計 127p】

順位結果(あ保育園)

①Bさん 207p

②Aさん 190p

③Cさん 127p

この場合、あ保育園の空きは2人なので、上位であるBさんとAさんがあ保育園内定となります。

育児休業を取得中の方へ①

育児休業や育児休業給付金に関しては、勤務先または、ハローワークが決定します。
(※詳細は、勤務先または、ハローワークへお問い合わせください。)

★ 育休中または、育休取得予定の方へ

以下の項目を事前に勤務先に確認しておきましょう！

- ☐ どのタイミングで復職が必要なのか
- ☐ 最大いつまで育休を取得できるのか
- ☐ 1年以上育休を延長する場合は、どのタイミングで何が必要なのか

★ 育休中の場合

基本、お子さんが1歳になる頃、以下のどちらかの理由で保育施設の手続きが必要となる方が多いです。

- ①入所を希望する(※都島区の場合、原則生後6カ月以上であれば入所可能です。)
- ②育休延長のために保育施設等の**保留証明**が必要



保留証明…保育施設に入れなかった証明のこと。
手続きの時期・締切に関して…▷詳細：13ページ

育児休業を取得中の方へ②



**育休中の方は、申請時に
意思表示ができます！**

※右画像は申請書の一部となります。

利用調整調査票（その１）			
◎ 父母の状況			
父親の状況		母親の状況	
勤務中（収入：有・無） ・ 就労内定（収入の見込：有・無）		勤務中（収入：有・無） ・ 就労内定（収入の見込：有・無）	
育休中（育休短縮：可・不可 育休延長：可・不可）		育休中（育休短縮：可・不可 育休延長：可・不可）	
年 月 日 ～ 年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	
※現在育休中の場合の利用調整の希望について、いずれか一つのみにチェックをつけてください。 （後順位の取扱い（選択肢②）となっても、育児休業給付金の受給において不利に働くことはありません。）			
☐ ① 私は、利用調整において通常通りの順位付けとなることを希望します。			
☒ ② 私は、育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません （本事項に該当しなくなった場合はすみやかに申し立てます）。			
保 育 が	入所後に求職活動する	現在求職活動中	入所後に求職活動する
	現在求職活動中		現在求職活動中

（↓利用調整調査票（その１）＊右上画像の二重線枠部分を抜粋）

※現在育休中の場合の利用調整の希望について、いずれか一つのみにチェックをつけてください。
（後順位の取扱い(選択肢②)となっても、育児休業給付金の受給において不利に働くことはありません。）

☐ ① 私は、利用調整において通常通りの順位付けとなることを希望します。

☒ ② 私は、育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに
不服はありません。（本事項に該当しなくなった場合はすみやかに申し立てます）



**②にチェックを記入した方は、通常通りの順位付けではなく、後ろの順位付けとなります。
また、申請書を窓口へ提出する前に記入し終えた申請書のコピーを取っておきましょう！
育児休業の延長の手続きにて必要となります。**

内定後の流れについて(保育施設の場合)

★ 内定の連絡時期 (区役所－保護者)



年度途中の内定者(都島区の場合)

入所月の前月 20 日前後に
区役所より電話にて連絡



一次調整の内定者

1 月末頃に区役所より
郵送にて連絡

二次調整の内定者

2 月末頃に区役所より
郵送にて連絡

★ 内定の連絡を受けた後 (内定施設－保護者)

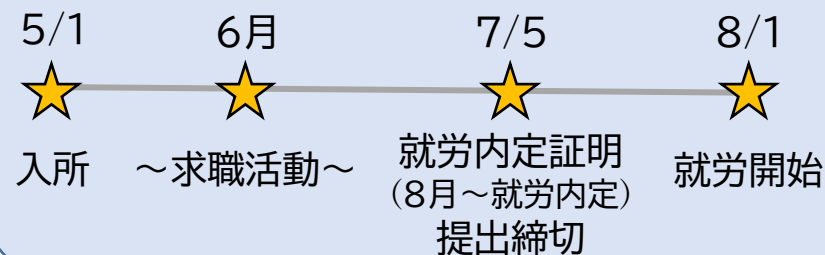
内定施設にて面談あるいは、説明会へ参加等の流れになります。
そして、入所後は**慣らし保育**があります。

★ 入所後、提出していただく書類について (区役所－保護者)

育休中…入所月中または、入所日から 30 日以内に復職、入所月の翌月末に復職証明書を提出。
就労内定…入所月中または、入所日から 30 日以内に就労開始、入所月の翌月末に就労証明書を提出。
求職活動…入所日から 90 日を経過する日の翌月(月初)までに就労開始、
原則、就労開始期限月の前月 5 日までに就労(内定)証明書等を提出。

(例) 求職活動の要件で5月入所

*最大でこの流れで就労開始していただく必要があります。



慣らし保育について(保育施設の場合)

★ 慣らし保育とは？

保育施設での生活にお子さんが慣れるために、**入所後1～2週間程**かけて**徐々に保育時間を増やしていく期間**のことをいいます。



★ どのくらいの時間数から始まるの？

0～2歳児の場合、最初は2時間程から始まり、1・2週間程かける場合が多いです。

3～5歳児の場合は、半日から始まり2・3日で終了する場合があります。

時間数や日数など、施設やお子さんの体調等によって異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

★ 育休中・就労内定の場合

入所月中に復職・就労開始していただく必要があります。

そのため、慣らし保育を踏まえた復職日・就労開始日の相談を家族や勤務先と事前に行っておくことをおすすめいたします。